

## 乳幼児等医療費助成事業に係る審査支払事務の実施について

道内市町村の乳幼児等医療費助成事業に係る審査支払事務を、下表のとおり実施いたしますのでお知らせいたします。

(平成 23 年 10 月 1 日現在)

市町村名	実施時期	公費実施 機関番号	対象	自己負担（助成内容）	
				入院	入院外
北海道の基準（法別 9 0）			12 歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の 3 月 31 日までの者。ただし、6 歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の 4 月 1 日から 12 歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の 3 月 31 日までの者（小学生の入院外を除く）	1. 3 歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までの者 ・初診時一部負担金（自己負担） 医科 580 円 歯科 510 円 2. 市（町・村）民税非課税世帯の 3 歳以上 12 歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の 3 月 31 日までの者 ・初診時一部負担金（自己負担） 医科 580 円 歯科 510 円 3. 3 歳以上 12 歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の 3 月 31 日までの者 ・総医療費の 1 割相当額を自己負担。 ただし、月額上限 44,400 円	1. 3 歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までの者 ・初診時一部負担金（自己負担） 医科 580 円 歯科 510 円 2. 市（町・村）民税非課税世帯の 3 歳以上 6 歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の 3 月 31 日までの者 ・初診時一部負担金（自己負担） 医科 580 円 歯科 510 円 3. 3 歳以上 6 歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の 3 月 31 日までの者 ・総医療費の 1 割相当額を自己負担。 ただし、月額上限 12,000 円
美唄市	平成 23 年 8 月診療分	90.01.015.8	「北海道の基準」どおり	「北海道の基準」どおり	「北海道の基準」どおり
芦別市	平成 20 年 8 月診療分	90.01.016.6	「北海道の基準」どおり	「北海道の基準」どおり	「北海道の基準」どおり
赤平市	平成 20 年 8 月診療分	90.01.018.2	「北海道の基準」どおり	「北海道の基準」どおり	「北海道の基準」どおり
紋別市	平成 20 年 8 月診療分	90.01.019.0	「北海道の基準」どおり	「北海道の基準」どおり	「北海道の基準」どおり
		91.01.019.9	課税世帯の 3 歳以上 12 歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の 3 月 31 日までの者（小学生：入院外除く）	「北海道の基準」の自己負担分については市が助成することから初診時一部負担金のみ自己負担 医科 580 円 歯科 510 円	「北海道の基準」の自己負担分については市が助成することから初診時一部負担金のみ自己負担 医科 580 円 歯科 510 円

市町村名	実施時期	公費実施 機関番号	対象	自己負担（助成内容）	
				入院	入院外
士別市	平成 22 年 8 月診療分	90.01.020.8	「北海道の基準」 どおり	「北海道の基準」 どおり	「北海道の基準」 どおり
		91.01.020.7	12 歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の 3 月 31 日までの者（小学生：入院外除く）	「北海道の基準」の自己負担分について、市が助成することから自己負担なし	「北海道の基準」の自己負担分について、市が助成することから自己負担なし
		92.01.020.6	1. 6 歳に達した日以後の最初の 4 月 1 日から 12 歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の 3 月 31 日までの者（入院除く） 2. 12 歳に達した日以後の最初の 4 月 1 日から 15 歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の 3 月 31 日までの者（入院外除く）	自己負担なし	自己負担なし
三笠市	平成 22 年 8 月診療分	90.01.022.4	「北海道の基準」 どおり	「北海道の基準」 どおり	「北海道の基準」 どおり
滝川市	平成 20 年 8 月診療分	90.01.025.7	「北海道の基準」 どおり	「北海道の基準」 どおり	「北海道の基準」 どおり
砂川市	平成 23 年 8 月診療分	90.01.026.5	「北海道の基準」 どおり	「北海道の基準」 どおり	「北海道の基準」 どおり
北広島市	平成 20 年 8 月診療分	90.01.051.3	「北海道の基準」 どおり	「北海道の基準」 どおり	「北海道の基準」 どおり
		91.01.051.2	課税世帯の 3 歳以上 6 歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の 3 月 31 日までの者	「北海道の基準」の自己負担分については市が助成することから初診時一部負担金のみ自己負担 医科 580 円 歯科 510 円	「北海道の基準」の自己負担分については市が助成することから初診時一部負担金のみ自己負担 医科 580 円 歯科 510 円
上ノ国町	平成 20 年 8 月診療分	90.01.074.5	「北海道の基準」 どおり	「北海道の基準」 どおり	「北海道の基準」 どおり
		91.01.074.4	1. 3 歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までの者 2. 市（町・村）民税非課税世帯の 3 歳以上 12 歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の 3 月 31 日までの者（小学生：入院外除く）	「北海道の基準」の自己負担分について、町が助成することから自己負担なし	「北海道の基準」の自己負担分について、町が助成することから自己負担なし
	平成 21 年 8 月診療分	92.01.074.3	6 歳に達した日以後の最初の 4 月 1 日から 18 歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の 3 月 31 日までの者（小学生：入院除く）	自己負担なし	自己負担なし

市町村名	実施時期	公費実施 機関番号	対象	自己負担（助成内容）	
				入院	入院外
せたな町	平成 20 年 8 月診療分	90.01.081.0	「北海道の基準」 どおり	「北海道の基準」 どおり	「北海道の基準」 どおり
		91.01.081.9	1. 6 歳に達する日（誕生日の前日） 以後の最初の 3 月 31 日までの間に ある者 2. 市（町・村）民税非課税世帯の 12 歳に達する日（誕生日の前日）以後 の最初の 3 月 31 日までの者 （小学生：入院外除く）	「北海道の基準」の自己負担分について、 町が助成することから自己負担なし	「北海道の基準」の自己負担分について、 町が助成することから自己負担なし
	平成 20 年 10 月診療分	92.01.081.8	1. 6 歳に達した日以後の最初の 4 月 1 日から 12 歳に達する日（誕生日の 前日）以後の最初の 3 月 31 日ま での者（入院除く） 2. 12 歳に達した日以後の最初の 4 月 1 日から 15 歳に達する日（誕生日の 前日）以後の最初の 3 月 31 日ま での者（入院外除く）	町が助成することから自己負担なし	町が助成することから自己負担なし
奈井江町	平成 20 年 8 月診療分	90.01.105.7	「北海道の基準」 どおり	「北海道の基準」 どおり	「北海道の基準」 どおり
	平成 23 年 8 月診療分	91.01.105.6	12 歳に達する日（誕生日の前日） 以後 の最初の 3 月 31 日までの者 （小学生：入院外除く）	「北海道の基準」の自己負担分について、 町が助成することから自己負担なし	「北海道の基準」の自己負担分について、 町が助成することから自己負担なし
		92.01.105.5	1. 6 歳に達した日以後の最初の 4 月 1 日から 15 歳に達する日（誕生日の 前日）以後の最初の 3 月 31 日ま での者 （小学生：入院除く） 2. 所得制限による道の「乳幼児医療給 付事業」の非該当者における 15 歳 に達する日（誕生日の前日） 以後の 最初の 3 月 31 日までの者	自己負担なし	自己負担なし

市町村名	実施時期	公費実施 機関番号	対象	自己負担（助成内容）	
				入院	入院外
由仁町	平成 23 年 8 月診療分	90.01.107.3	「北海道の基準」 どおり	「北海道の基準」 どおり	「北海道の基準」 どおり
		91.01.107.2	12 歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の 3 月 31 日までの者 （小学生：入院外除く）	「北海道の基準」の自己負担分について、町が助成することから自己負担なし	「北海道の基準」の自己負担分について、町が助成することから自己負担なし
		92.01.107.1	1. 6 歳に達した日以後の最初の 4 月 1 日から 15 歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の 3 月 31 日までの者 （小学生：入院除く） 2. 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における 15 歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の 3 月 31 日までの者	1. 自己負担なし 2. 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者は、1 割相当負担 月額上限 44,400 円	1. 自己負担なし 2. 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者は、1 割相当負担 月額上限 12,000 円
月形町	平成 22 年 8 月診療分	90.01.110.7	「北海道の基準」 どおり	「北海道の基準」 どおり	「北海道の基準」 どおり
新十津川町	平成 20 年 8 月診療分	90.01.112.3	「北海道の基準」 どおり	「北海道の基準」 どおり	「北海道の基準」 どおり
	平成 22 年 8 月診療分	91.01.112.2	12 歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の 3 月 31 日までの者 （小学生：入院外除く）	「北海道の基準」の自己負担分について、町が助成することから自己負担なし	「北海道の基準」の自己負担分について、町が助成することから自己負担なし
	平成 23 年 8 月診療分	92.01.112.1	1. 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における 12 歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の 3 月 31 日までの者 2. 6 歳に達した日以後の最初の 4 月 1 日から 12 歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の 3 月 31 日までの者 （小学生：入院除く） 3. 12 歳に達した日以後の最初の 4 月 1 日から 15 歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の 3 月 31 日までの者	自己負担なし	自己負担なし

市町村名	実施時期	公費実施 機関番号	対象	自己負担（助成内容）	
				入院	入院外
愛別町	平成 20 年 8 月診療分	90.01.123.0	「北海道の基準」 どちら	「北海道の基準」 どちら	「北海道の基準」 どちら
	平成 23 年 4 月診療分	91.01.123.9	1. 3 歳に達する日（誕生日の前日） の属する月の末日までの者 2. 市（町・村） 民税非課税世帯の 3 歳以上 12 歳に達する日（誕生日 の前日） 以後の最初の 3 月 31 日までの者 （小学生：入院外除く）	「北海道の基準」 の自己負担分について、 町が助成することから自己負担なし	「北海道の基準」 の自己負担分について、 町が助成することから自己負担なし
		92.01.123.8	12 歳に達した日以後の最初の 4 月 1 日から 15 歳に達する日（誕生日の前 日） 以後の最初の 3 月 31 日までの者 （入院外除く）	1. 課税世帯の者 1 割相当負担金（自己負担） 月 4 4, 4 0 0 円限度 2. 非課税世帯の者 自己負担なし	
中富良野町	平成 22 年 8 月診療分	90.01.128.9	「北海道の基準」 どちら	「北海道の基準」 どちら	「北海道の基準」 どちら
		91.01.128.8	1. 12 歳に達する日（誕生日の前日） 以後の最初の 3 月 31 日までの者 （小学生：入院外除く） 2. 市（町・村） 民税非課税世帯の 12 歳に達する日（誕生日の前日） 以後の最初の 3 月 31 日までの者 （小学生：入院外除く）	「北海道の基準」 の自己負担分について、 町が助成することから自己負担なし	「北海道の基準」 の自己負担分について、 町が助成することから自己負担なし
		92.01.128.7	1. 6 歳に達した日以後の最初の 4 月 1 日から 15 歳に達する日（誕生 日の前日） 以後の最初の 3 月 31 日までの者 （小学生：入院除く） 2. 12 歳に達する日（誕生日の前日） 以後の最初の 3 月 31 日までの者 で道の乳幼児医療の所得制限を 超えている者	自己負担なし	自己負担なし
剣淵町	平成 21 年 8 月診療分	90.01.132.1	「北海道の基準」 どちら	「北海道の基準」 どちら ※小学生の入院については償還払い	「北海道の基準」 どちら
		91.01.132.0	1. 6 歳に達する日（誕生日の前日） 以後の最初の 3 月 31 日までの者 2. 市（町・村） 民税非課税世帯の 6 歳に達する日（誕生日の前日） 以後の最初の 3 月 31 日までの者	「北海道の基準」 の自己負担分について、 町が助成することから自己負担なし	「北海道の基準」 の自己負担分について、 町が助成することから自己負担なし
		92.01.132.9	所得制限による道の「乳幼児医療給 付事業」 の非該当者における 6 歳に 達する日（誕生日の前日） 以後の最 初の 3 月 31 日までの者	自己負担なし	自己負担なし

市町村名	実施時期	公費実施 機関番号	対象	自己負担（助成内容）	
				入院	入院外
下川町	平成 20 年 10 月診療分	90.01.135.4	「北海道の基準」 どおり	「北海道の基準」 どおり	「北海道の基準」 どおり
	平成 21 年 4 月診療分	91.01.135.3	1. 12 歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の 3 月 31 日までの者 (小学生：入院外除く) 2. 市(町・村)民税非課税世帯の 12 歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の 3 月 31 日までの者 (小学生：入院外除く)	「北海道の基準」の自己負担分について、町が助成することから自己負担なし	「北海道の基準」の自己負担分について、町が助成することから自己負担なし
		92.01.135.2	6 歳に達した日以後の最初の 4 月 1 日から 12 歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の 3 月 31 日までの者(小学生：入院除く)		自己負担なし
美深町	平成 20 年 10 月診療分	90.01.136.2	「北海道の基準」 どおり	「北海道の基準」 どおり	「北海道の基準」 どおり
		91.01.136.1	12 歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の 3 月 31 日までの者 (小学生：入院外除く)	「北海道の基準」の自己負担分について、町が助成することから自己負担なし	「北海道の基準」の自己負担分について、町が助成することから自己負担なし
	平成 21 年 4 月診療分	92.01.136.0	1. 6 歳に達した日以後の最初の 4 月 1 日から 12 歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の 3 月 31 日までにある者(小学生：入院除く) 2. 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における 12 歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の 3 月 31 日までの者	自己負担なし	自己負担なし
音威子府村	平成 23 年 10 月診療分	90.01.137.0	「北海道の基準」 どおり	「北海道の基準」 どおり	「北海道の基準」 どおり
中川町	平成 21 年 8 月診療分	90.01.138.8	「北海道の基準」 どおり	「北海道の基準」 どおり	「北海道の基準」 どおり
		91.01.138.7	1. 3 歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 2. 市(町・村)民税非課税世帯の 12 歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の 3 月 31 日までの者 (小学生：入院外除く)	「北海道の基準」の自己負担分について、町が助成することから自己負担なし	「北海道の基準」の自己負担分について、町が助成することから自己負担なし
	平成 23 年 8 月診療分	92.01.138.6	所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における 15 歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の 3 月 31 日までの者	自己負担なし	自己負担なし
枝幸町	平成 19 年 10 月診療分	90.01.150.3	「北海道の基準」 どおり	「北海道の基準」 どおり	「北海道の基準」 どおり

市町村名	実施時期	公費実施 機関番号	対象	自己負担（助成内容）	
				入院	入院外
豊富町	平成 20 年 8 月診療分	90.01.152.9	「北海道の基準」 どちら	「北海道の基準」 どちら	「北海道の基準」 どちら
礼文町	平成 22 年 10 月診療分	90.01.153.7	「北海道の基準」 どちら	「北海道の基準」 どちら	「北海道の基準」 どちら
利尻町	平成 19 年 10 月診療分	90.01.154.5	「北海道の基準」 どちら	「北海道の基準」 どちら	「北海道の基準」 どちら
利尻富士町	平成 19 年 10 月診療分	90.01.155.2	「北海道の基準」 どちら	「北海道の基準」 どちら	「北海道の基準」 どちら
大空町	平成 22 年 8 月診療分	90.01.157.8	「北海道の基準」 どちら	「北海道の基準」 どちら	「北海道の基準」 どちら
		91.01.157.7	12 歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の 3 月 31 日までの者（小学生：入院外除く）	「北海道の基準」の自己負担分について、町が助成することから自己負担なし	「北海道の基準」の自己負担分について、町が助成することから自己負担なし
小清水町	平成 20 年 8 月診療分	90.01.162.8	「北海道の基準」 どちら	「北海道の基準」 どちら	「北海道の基準」 どちら
		91.01.162.7	1. 6 歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者 2. 市（町・村）民税非課税世帯の 12 歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の 3 月 31 日までの者（小学生：入院除く）	「北海道の基準」の自己負担分について、町が助成することから自己負担なし	「北海道の基準」の自己負担分について、町が助成することから自己負担なし
	平成 20 年 10 月診療分	92.01.162.6	6 歳に達した日以後の最初の 4 月 1 日から 15 歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の 3 月 31 日までの者（小学生：入院除く）	町が助成することから自己負担なし	町が助成することから自己負担なし
佐呂間町	平成 19 年 8 月診療分	90.01.167.7	「北海道の基準」 どちら	「北海道の基準」 どちら ※小学生の入院は償還払い	「北海道の基準」 どちら
		91.01.167.6	1. 3 歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までの者 2. 市（町・村）民税非課税世帯の 3 歳以上 6 歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の 3 月 31 日までの者	「北海道の基準」の自己負担分について、町が助成することから自己負担なし	「北海道の基準」の自己負担分について、町が助成することから自己負担なし
遠軽町	平成 21 年 8 月診療分	90.01.170.1	「北海道の基準」 どちら	「北海道の基準」 どちら ※小学生の入院については償還払い	「北海道の基準」 どちら
		91.01.170.0	1. 3 歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までの者 2. 市（町・村）民税非課税世帯の 6 歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の 3 月 31 日までの者	「北海道の基準」の自己負担分について、町が助成することから自己負担なし	「北海道の基準」の自己負担分について、町が助成することから自己負担なし

市町村名	実施時期	公費実施 機関番号	対象	自己負担（助成内容）	
				入院	入院外
湧別町	平成 21 年 11 月診療分	90.01.174.3	「北海道の基準」 どちら	「北海道の基準」 どちら	「北海道の基準」 どちら
		91.01.174.2	1. 12 歳に達する日（誕生日の前日） 以後の最初の 3 月 31 日までの者 （小学生：入院外除く） 2. 市（町・村）民税非課税世帯の 12 歳に達する日（誕生日の前日）以 後の最初の 3 月 31 日までの者（小 学生：入院外除く）	「北海道の基準」の自己負担分について、 町が助成することから自己負担なし	「北海道の基準」の自己負担分について、 町が助成することから自己負担なし
		92.01.174.1	6 歳に達した日以後の最初の 4 月 1 日 から 12 歳に達する日（誕生日の前日） 以後の最初の 3 月 31 日までにある者 （小学生：入院除く）		課税世帯の者 ・総医療費の 1 割相当額を自己負担 ただし、月額上限 12,000 円 非課税世帯の者 ・自己負担なし
滝上町	平成 20 年 8 月診療分	90.01.175.0	「北海道の基準」 どちら	「北海道の基準」 どちら	「北海道の基準」 どちら
興部町	平成 20 年 10 月診療分	90.01.176.8	「北海道の基準」 どちら	「北海道の基準」 どちら	「北海道の基準」 どちら
雄武町	平成 20 年 10 月診療分	90.01.178.4	「北海道の基準」 どちら	「北海道の基準」 どちら	「北海道の基準」 どちら
平取町	平成 20 年 8 月診療分	90.01.191.7	「北海道の基準」 どちら	「北海道の基準」 どちら	「北海道の基準」 どちら
日高町	平成 22 年 8 月診療分	90.01.192.5	「北海道の基準」 どちら	「北海道の基準」 どちら	「北海道の基準」 どちら
		91.01.192.4	課税世帯の 3 歳以上 6 歳に達する日 （誕生日の前日）以後の最初の 3 月 31 日までの者	「北海道の基準」の自己負担分について町 が助成することから自己負担は、初診時一 部負担金のみ 医科：580 円 歯科：510 円	「北海道の基準」の自己負担分について町 が助成することから自己負担は、初診時一 部負担金のみ 医科：580 円 歯科：510 円
えりも町	平成 21 年 4 月診療分	90.01.198.2	「北海道の基準」 どちら	「北海道の基準」 どちら	「北海道の基準」 どちら
釧路町	平成 20 年 10 月診療分	90.01.218.8	「北海道の基準」 どちら	「北海道の基準」 どちら ※小学生の入院は償還払い	「北海道の基準」 どちら

市町村名	実施時期	公費実施 機関番号	対象	自己負担（助成内容）	
				入院	入院外
厚岸町	平成 19 年 8 月診療分	90.01.219.6	「北海道の基準」 どおり	「北海道の基準」 どおり	「北海道の基準」 どおり
		92.01.219.4	所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における 6 歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の 3 月 31 日までの者	1. 3 歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までの者 ・初診時一部負担金（自己負担） 医科 580 円 歯科 510 円 2. 3 歳以上 6 歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の 3 月 31 日までの者 ・総医療費の 1 割相当額を自己負担。 ただし、月額上限 44,400 円	1. 3 歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までの者 ・初診時一部負担金（自己負担） 医科 580 円 歯科 510 円 2. 3 歳以上 6 歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の 3 月 31 日までの者 ・総医療費の 1 割相当額を自己負担。 ただし、月額上限 12,000 円
浜中町	平成 19 年 10 月診療分	90.01.220.4	「北海道の基準」 どおり	「北海道の基準」 どおり	「北海道の基準」 どおり
	平成 22 年 10 月診療分	91.01.220.3	12 歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の 3 月 31 日までの者（小学生：入院外除く）	「北海道の基準」の自己負担分について、町が助成することから自己負担なし	「北海道の基準」の自己負担分について、町が助成することから自己負担なし
		92.01.220.2	6 歳に達した日以後の最初の 4 月 1 日から 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの者（小学生：入院除く）	自己負担なし	自己負担なし
標茶町	平成 20 年 8 月診療分	90.01.221.2	「北海道の基準」 どおり	「北海道の基準」 どおり	「北海道の基準」 どおり
弟子屈町	平成 19 年 8 月診療分	90.01.222.0	「北海道の基準」 どおり	「北海道の基準」 どおり	「北海道の基準」 どおり
鶴居村	平成 20 年 4 月診療分	90.01.224.6	「北海道の基準」 どおり	「北海道の基準」 どおり	「北海道の基準」 どおり
		91.01.224.5	6 歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の 3 月 31 日までの者	「北海道の基準」の自己負担分について、村が助成することから自己負担なし	「北海道の基準」の自己負担分について、村が助成することから自己負担なし
		92.01.224.4	1. 所得制限による道の乳幼児医療の非該当者における 6 歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の 3 月 31 日までの者 2. 【児童・生徒医療費助成事業】道の乳幼児医療の年齢を、6 歳に達した日以後の最初の 4 月 1 日から 15 歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の 3 月 31 日までの者まで拡大し、医療費を助成	村が助成することから自己負担なし	村が助成することから自己負担なし

【 湧別町の平成 21 年 10 月診療分までの取扱い 】

市町村名	実施時期	公費実施 機関番号	対象	自己負担（助成内容）	
				入院	入院外
旧上湧別町	平成 19 年 8 月診療分	90.01.173.5	「北海道の基準」 どおり	「北海道の基準」 どおり	「北海道の基準」 どおり
		91.01.173.4	1. 3 歳に達する日（誕生日の前日） の属する月の末日までの者 2. 市（町・村） 民税非課税世帯の 3 歳以上 12 歳に達する日（誕生日 の前日） 以後の最初の 3 月 31 日 までの者（小学生：入院外除く）	「北海道の基準」の自己負担分について、町 が助成することから自己負担なし	「北海道の基準」の自己負担分について、 町が助成することから自己負担なし
旧湧別町	平成 20 年 10 月診療分	90.01.174.3	「北海道の基準」 どおり	「北海道の基準」 どおり	「北海道の基準」 どおり
		91.01.174.2	1. 12 歳に達する日（誕生日の前日） 以後の最初の 3 月 31 日までの者 （小学生：入院外除く） 2. 市（町・村） 民税非課税世帯の 12 歳に達する日（誕生日の前日） 以後の最初の 3 月 31 日までの者 （小学生：入院外除く）	「北海道の基準」の自己負担分について、町 が助成することから自己負担なし	「北海道の基準」の自己負担分について、 町が助成することから自己負担なし
		92.01.174.1	6 歳に達した日以後の最初の 4 月 1 日 から 12 歳に達する日（誕生日の前日） 以後の最初の 3 月 31 日までにある者 （小学生：入院除く）		課税世帯の者 ・ 総医療費の 1 割相当額を自己負担 ただし、月額上限 12,000 円 非課税世帯の者 ・ 自己負担なし

## 【乳幼児等医療費助成事業実施に伴う留意事項】

1. 地方単独事業である乳幼児等医療費助成事業は、全国決済制度の対象とならないため、表で示した町の受給者であっても下記国保組合以外の国保組合の被保険者については、レセプトでの現物給付はできず、単独レセプトでの請求となり、従前どおりの取扱い方法になります。

◇ レセプトでの現物給付請求ができる国保組合

- ①北海道歯科医師国保組合（保険者番号 013011）
- ②北海道薬剤師国保組合（保険者番号 013029）
- ③北海道医師国保組合（保険者番号 013037）
- ④北海道建設国保組合（保険者番号 013045）
- ⑤全国土木建築国保組合（保険者番号 133033）
- ⑥全国建設工事業国保組合（保険者番号 133298）

2. 乳幼児等医療助成事業に係る請求書・明細書等の作成例（記載例）につきましては、別添「請求書・明細書の作成例（医科・歯科・調剤）」を参照ください。